

(記入例)

第1号様式 (第2条関係)

高等学校定時制課程等修学奨励金貸与申請書

複数年度不可

月額を記入		貸与月額	14,000円	貸与希望期間	令和4年4月から令和5年3月まで	新規	<input checked="" type="radio"/> 継続
ふりがな記入		住所	京都市北区〇〇町△△13-1		電話番号	0**-****-****	
本氏名	がな	京都太郎		生年月日	平成16年10月18日生		
推薦書の日付と一致しているか確認		住所(高等学校)	京都府立〇〇高等学校 普通科・第3学年(年次)	××分校	<input checked="" type="radio"/> 定時制課程	<input type="radio"/> 通信制課程	
入学	令和2年4月1日		卒業予定	令和6年3月31日			
勤務先又は職業	〇〇工業株式会社						
年収(見込)	1,200,000円						
他の奨学金の有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	奨学金の名称	() <input type="checkbox"/> 受給中 <input type="checkbox"/> 申請中・予定				
住所	京都市右京区□□町××1215		電話番号	0**-****-****			
本人名	がな	京都一郎		生年月日	昭和50年5月18日生		
本人との関係	叔父	勤務先又は職業	(有) ××商事				
連帯保証人	現住所	京都市南区△△町××11 〇〇マンション603号室		電話番号	0**-****-****		
本人名	がな	九条花子		生年月日	平成9年12月7日生		
本人との関係	姉	勤務先又は職業	地方公務員				

京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例に基づき上記のとおり修学奨励金の貸与を申請します。

なお、上記修学奨励金の貸与を受けた上は、同条例及び京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則を守るとともに、特約事項に同意し、修学生徒としての義務についても誠実に履行することを誓約します。

令和4年 6月 6日

申請者 住所 京都市北区〇〇町△△13-1
氏名 京都太郎 (京都) (印)

令和4年 6月 6日

親権者又は未成年後見人 住所 京都市北区〇〇町△△13-1
氏名 京都二郎 (京都) (印)

京都府教育委員会教育長 様

上記申請者が上記修学奨励金の貸与を受けた上は、本人及び連帯保証人相互に連帯して修学奨励金返還の責めを負うとともに、特約事項に同意し、届出その他の義務について誠実に履行することを誓約します。

令和4年 6月 6日

連帯保証人 住所 京都市右京区□□町××1215
氏名 京都一郎 (京都) (印)

令和4年 6月 6日

連帯保証人 住所 京都市南区△△町××11 〇〇マンション603号室
氏名 九条花子 (九条) (印)

- 自署・押印
- 筆跡・印鑑に注意
- ・朱肉で押印するものを使用しているか
- ・一つの印鑑を二人以上で使用していないか

裏面(特約事項)を確認し、自署・押印すること

特約事項

(遅延利息)

- 第1条 修学生徒は、正当な理由なく修学奨励金を返還すべき日までに返還しなかつた場合は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.75パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。
- 2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(連帯保証人)

- 第2条 連帯保証人は、この申請に基づく修学生徒の府に対する一切の債務について、修学生徒と連帯して保証するものとする。
- 2 知事は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じた場合は、その変更を求めることができる。
- 3 修学生徒は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要がある場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 4 前項の届出には、新たに連帯保証人となる者の誓約書を添付しなければならない。

(住所変更届の提出)

- 第3条 修学生徒及び連帯保証人は、その住所又は勤務先を変更した場合は、直ちに知事に新しい住所又は勤務先を届け出なければならない。

(申請内容等の調査)

- 第4条 修学生徒及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。
- (1) 知事が、修学奨励金の貸付又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修学生徒若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先（以下「申請内容等」という。）について、市町村、府立学校以外の学校、修学生徒若しくは連帯保証人の勤務先又は知事以外の府の機関に照会すること。
- (2) 市町村、府立学校以外の学校、修学生徒若しくは連帯保証人の勤務先又は知事以外の府の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。
- (3) 知事が、修学奨励金の貸付又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、申請内容等に関する情報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

(期限の利益の喪失)

- 第5条 修学生徒は、第1号に該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知（公示送達による通知を含む。以下同じ。）を要さず、第2号から第5号までに該当する事由が生じた場合にあっては知事からの通知により、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、府に対して、当該事由が生じた時に残っている債務の全部を即時に弁済しなければならない。
- (1) 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治29年法律第89号）第137条各号に定める場合
- (2) 修学奨励金以外の修学生徒の債務につき、次の事由があつた場合
- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続その他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て
- イ 仮差押えその他の保全措置
- ウ 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）
- (3) 修学生徒が月賦償還の支払を通算して3回怠つた場合（その回に支払うべき金額に満たない場合を含み、当該場合は、1回として計算する。）
- (4) 修学生徒が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、知事に届出をしなかつた場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が債権保全上著しい支障があると認めた場合

(貸付額の減額)

- 第6条 知事、修学生徒及び連帯保証人は、京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例施行規則第1条に規定する知事が別に定める資金の給付を当該修学生徒のために受ける者があるときの修学奨励金の貸与月額を、この申請に係る申請書及び貸与決定通知書に記載された貸与月額（以下「減額前貸与月額」という。）にかかわらず、同条の規定により算出される貸与月額（以下「減額後貸与月額」という。）による額に減額することについて合意する。
- 2 前項の修学奨励金の減額は、知事が修学生徒及び連帯保証人に対し修学奨励金を減額する旨及び減額後貸与月額を通知することにより貸与期間の全期間の給付について適用されるものとする。
- 3 第1項の修学奨励金の減額がされた場合において、知事から修学生徒に対し減額前貸与月額による修学奨励金たる給付が支払われたときは、その支払われた修学奨励金たる給付は、その後支払うべき減額後貸与月額の内の払いとみなす。

(合意管轄)

- 第7条 修学奨励金の貸付又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は京都簡易裁判所とする。

条例、規則等に定める本制度の内容を理解した上で、この特約事項について同意します。

<p>○ 自署・押印 筆跡・印鑑に注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朱肉で押印するものを使用しているか ・一つの印鑑を二人以上で使用していないか 	→	申請者 氏名	令和4年 6月 6日	京都 太郎	(京都) (印)
	→	親権者又は未成年後见人 氏名	令和4年 6月 6日	京都 二郎	(京都) (印)
	→	連帯保証人 氏名	令和4年 6月 6日	京都 一郎	(京都) (印)
	→	連帯保証人 氏名	令和4年 6月 6日	九条 花子	(九条) (印)